

第2回犯罪被害者検討会・意見メモ

(山田勝利)

§ 附帯私訴

附帯私訴制度は、下記積極論の論拠に比し、下記消極論の論拠に示されるとおり解決困難な問題を帯有する。基本法の制定を得て、犯罪被害者の権利利益保護のための施策が早急に実現されるべきことを考えれば、今次基本計画に掲げるべきではない。

積極論の論拠

- イ ドイツ、フランス、イタリア、オーストリア、スウェーデンで行われている（なお、日本旧刑訴）。
- ロ 刑・民1回で済む（訴訟経済）。
- ハ 迅速な回復が得られる。
- ニ 犯罪被害者（捜査・マスコミ・裁判 疲弊）の負担軽減
- ホ 刑・民矛盾の回避
- ヘ 暴力団等相手の提訴もしやすい。

消極論の論拠

- イ 刑事裁判が遅延する。
- ロ 当事者主義構造には合わない
- ハ 「合理的な疑い」と「証拠の優越」の調整
- ニ 自白の法則の違い
- ホ 被告人の雇用主や親権者なども刑事裁判に取り込むのか？
- ヘ 国選弁護人が民事も扱うのか？
- ト 起訴事件と不起訴事件の被害者の不公平
- チ 刑事は事後審・民事は続審 控訴審はどうする？
- リ 被告人・弁護人の負担が増える
- ヌ 余り利用されない（被告人に資力がなく実効性に乏しい）
- ル 1フラン事件・1リラ事件（濫訴・濫告訴・私的闘争）
- ヲ 被告人が情状を恐れて主張すべきを主張しない。損害額を争えば量刑にひびくのではないかと心配 公正な裁判に影響
- ワ 訴訟記録の閲覧・謄写の便利拡大・刑事和解制度の存在で賄える

§ 犯給法

現行法はこれを廃し、抜本的に改めて、下記改善すべき点を組み入れた新犯給法を制定すべきである。

改善すべき点

- 趣旨 見舞金 連帯と共助 社会保障
- 犯罪被害者の権利
- 国が加害者に代わってする賠償
- 国家が防止できなかった責任（ドイツ）
- 給付額の増 労災・自賠法なみに

給付項目の拡大

- イ 医療費 保険の自己負担分にとどめない。
- ロ 遺体運搬費・葬儀費・交通費・車イス・ホテル費・バリアフリー改造費
- ハ 休業補償費（犯罪被害者には労基法 26 条の適用がない）
- ニ 介護費用の拡大
労災保険・警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律 5 条 1 項には定められている。
- ホ 逸失利益
労災の場合 労災保険による休業補償・労基法上解雇制限がある。
犯罪被害者の場合 かかる補償がない。

給付制限の縮小・撤廃

- イ 犯給法 6 条 1 号（親族間）の削除
（3号で賄えばよい）
- ロ 犯給法 6 条 2 号（誘発行為）の適用慎重
（通り魔的犯罪だけでなく）
- ハ 犯給法 6 条 3 号（社会通念上不適切）の適用慎重
- ニ 犯給法 8 条
全損害 1000 万、受領給付金 200 万の場合、損害賠償金を 300 万
もらうと、200 万は返すことになる。
- ホ 全治 1 ヶ月未満にも給付あるべし。
- ヘ 「入院 14 日以上」は削除 強姦被害者（身体的外傷は軽くも心的
外傷は重）
交通事故・労災は入院を要件としていない。
- ト 「給付期間 3 ヶ月」を撤廃 心的外傷（長期間くり返し生じる）
- チ 犯給法 12 条（仮給付制度）の運用改善
令 6 条（3分の1）の見直し
- リ 過失犯にも適用
- ヌ 外国人にも適用

その他

- イ 窓口一本化 社会保険 国民健康保険 労災保険
生活保護 犯給法
犯罪被害者補償総合取扱機関の設置（ex.法務省内と各都道府県庁内）
犯罪被害者庁（スウェーデン）
- ロ 給付金受領 生活保護・訴訟救助
- ハ 広報の拡充 警察官への義務付け
- ニ 申請期間・時効（犯給法 10 条 2 項、16 条）の延長
- ホ 強制的社会保険（ニュージーランド）

§ 公的費用による支援弁護士制度

犯罪被害者は、下記のような対応に迫られることになるが、これら対応には弁護士の協力が不可欠であり、連帯・共助の精神から公的費用による支援弁護士制度が検討されるべきである。

活動内容

< 起訴前 >

- イ 法律相談
- ロ 警察、検察に対する告訴、被害届の提出
- ハ 警察、検察に対する捜査を早期にすることの申入
- ニ 警察、検察の事情聴取に対するアドバイスやその立会
- ホ 警察、検察に対する捜査情報の教示の請求
- ヘ 被害者立会の実況見分の付添
- ト 検察審査会に対する申立・意見陳述
- チ 証拠品の還付を求めるか否かのアドバイス・還付請求
- リ その他

< 起訴後 >

- イ 法廷エスコート
- ロ 記録の謄写閲覧
- ハ 証言、意見陳述の支援、付添
- ニ 刑事手続における和解
- ホ その他

< 判決後 >

- イ 加害者の出所情報の確保
- ロ 証拠品の還付請求
- ハ その他

< その他 >

- イ 犯罪被害者等給付金の申請
- ロ 斡旋・仲裁センター、対話の会などによる加害者との対話
- ハ 配偶者からの暴力に対する保護命令の申立
- ニ 生活保護の申請、福祉事務所などとの交渉など行政に対する対応、場合によっては行政争訟の検討、申立
- ホ マスコミ対応（マスコミなどによる取材攻勢から被害者を護る）
- ヘ 弁護人対応
- ト 示談対応

（財）法律扶助協会の援助制度との関係

現在、同協会が行っている犯罪被害者法律援助制度は、民事扶助の対象とならない上記活動について弁護士費用を交付するものであるが、日本財団から助成を受けている事業であり自主事業とは言えない。そのため、日本司法支援センターが開始されても、当然には同センターへの委託事業として扱うこともできない。よって、仮に、公費による支援弁護士制度が創設されなければ、この点において、現行制度よりも後退することとなることに留意されるべきである。